

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。
A社に平成19年3月31日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び給与明細書により、申立人は、同社に平成19年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年4月の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、社会保険事務所に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に記載されている申立人に係る資格喪失日が平成19年3月31日であることから、事業主が資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 20 日から同年 12 月 21 日まで
(A社)
② 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 11 月 17 日まで
(B社)
③ 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 21 日まで
(C社)
④ 昭和 43 年 6 月 22 日から同年 10 月 1 日まで
(A社)
⑤ 昭和 44 年 4 月 18 日から 47 年 4 月 29 日まで
(D社E支店)
⑥ 昭和 47 年 5 月 3 日から 48 年 5 月 11 日まで
(F社)

申立期間について、年金事務所で記録されている標準報酬月額は、いずれも当時の報酬に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①及び④について、申立人は、毎月 13 万円の報酬を得ていたとしている。

しかし、A社に照会したところ、「当時の関係者はおらず、資料も保管していないため、申立人に対する給与支給額、厚生年金保険の届出状況は不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社に係る申立期間における被保険者記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されて

いるなどの不自然な点は見当たらないほか、申立期間当時、同社において、申立人と同様の業務を担当していたとする者も、申立人とほぼ同様の標準報酬月額で記録されており、申立人と同時期に資格を有する複数の者に照会したところ、「私の記録は、当時の報酬と大体一致している。」、「当時の一般的なトラック運転手の給料は3、4万程度だったと思う。」との供述を得ている。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に不自然な記録の訂正等の形跡は認められないほか、申立人が主張する報酬額は、申立期間当時の上限の標準報酬月額等級額を上回っている。

加えて、申立期間①及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 B社に係る申立期間②について、申立人は、毎月12万円の報酬を得ていたとしている。

しかし、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、オンライン記録により、B社に係る申立期間における被保険者記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、申立期間当時、同社において、申立人と同様の業務を担当していたとする複数の者も、申立人とほぼ同様の標準報酬月額で記録されており、申立人と同時期に資格を有する複数の者に照会したところ、「当時、一般的なトラック運転手の初任給は2、3万円程度で、私が昭和45年に同社を退社した時の給料は4万円程度だった。12万円という給料はあり得ない。」、「私は作業員として入社したが、当時の給料は3万円にも満たない程度で、少し経って4万円程度になった。材木運搬のトラック運転手は自分より給料は高かったと思うが、当時で12万円という給料は考えられないと思う。」との供述を得ている。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に不自然な記録の訂正等の形跡は認められないほか、申立人が主張する報酬額は、申立期間当時の上限の標準報酬月額等級額を上回っている。

加えて、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 C社に係る申立期間③について、申立人は、毎月8万円の報酬を得ていたとしている。

しかし、オンライン記録によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係書類が無く詳細は不明だが、当時、給与計算は公認会計士に依頼しており、給与明細書もそこで作成してもらっていたので、いい加減な金額を届け出ることはないと思うし、会社から金額を増減してもらおうよう依頼したこともなく法律に従って手続をしているはずである。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、オンライン記録により、C社に係る申立期間における被保険者記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、申立期間当時、同社において、申立人と同様の業務を担当していたとする複数の者も、申立人とほぼ同様の標準報酬月額で記録されており、申立人と同時期に資格を有する複数の者に照会したところ、「昭和40年代初めだとトラック運転手の初任給は2、3万円が妥当だと思う。自分も長距離を運転したが、1回の往復でいくらという計算だったので、残業代がそれほどつくことはなかったと思う。」、「当時の標準報酬月額を確認したことがあるが、実際の給料とほぼ一致している。当時の一般的なトラック運転手の初任給は、3万6,000円程度であり、8万円の給料が支給されることはないと思う。」との供述を得ている。

さらに、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に不自然な記録の訂正等の形跡は認められないほか、申立人が主張する報酬額は、申立期間当時の上限の標準報酬月額等級額を上回っている。

加えて、申立期間③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 D社E支店に係る申立期間⑤について、申立人は、毎月17万円ないし18万円の報酬を得ていたとしている。

しかし、オンライン記録によると、D社E支店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、事業を引き継いだG社に照会したところ、「D社は昭和62年に会社を清算しており、当時の社員や役員に確認がとれず、社会保険関係の資料は無い。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、オンライン記録により、D社E支店に係る申立期間における被保険者記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、申立期間当時、同社において、申立人と同様の業務を担当していたとする複数の者も、申立人とほぼ同様の標準報酬月額で記録されており、申立人と同時期に資格を有する複数の者に照会したところ、「当時の給料は3万3,000円くらいで、時間外を

120 時間くらい働いた人で4万円程度だったと思う。」、 「当時の一般的なトラック運転手の初任給は、2万円くらいであり、18万円の給料は支給されていないと思う。」との供述を得ている。

さらに、申立人のD社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に不自然な記録の訂正等の形跡は認められないほか、申立人が主張する報酬額は、申立期間当時の上限の標準報酬月額等級額を上回っている。

加えて、申立期間⑤について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 F社に係る申立期間⑥について、申立人は、毎月14万円の報酬を得ていたとしている。

しかし、F社に照会したところ、「当時の書類が保管されておらず、詳細は不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、オンライン記録により、F社に係る申立期間における被保険者記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、申立期間当時、同社において、申立人と同様の業務を担当していたとする複数の者も、申立人とほぼ同様の標準報酬月額で記録されており、申立人と同時期に資格を有する複数の者に照会したところ、「当時の基本給は2万4,000円くらいで残業手当等を入れても6万5,000円くらいだったと思う。同社は主に製紙工場の材料となる原木とチップを運んでおり、チップ担当の方が長距離を走るので時間外手当も多かったが、それでも10万円ももらっていないと思う。」、「当時の標準報酬月額を確認したが、実際の給料の月額と一致している。」との供述を得ている。

さらに、申立人のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に不自然な記録の訂正等の形跡は認められないほか、申立人が主張する報酬額は、申立期間当時の上限の標準報酬月額等級額を上回っている。

加えて、申立期間⑥について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から49年6月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
昭和46年から57年までA社B営業所の商品取引外務員として勤務していたにもかかわらず、47年8月1日に資格喪失後、厚生年金基金の設立日である49年6月1日に再取得しているのは不自然である。
申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所に勤務していた複数の者の供述によると、申立人は、申立期間に同社B営業所に外務員として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人及び複数の同僚の供述内容から、同時期にA社B営業所に外務員として勤務していたとされる同僚二人（既に死亡しており証言は得られない。）のオンライン記録による厚生年金保険記録を調査したところ、一人は申立期間と同じ期間が厚生年金保険に未加入となっており、もう一人は、厚生年金基金の設立日である昭和49年6月1日に資格を取得していることが確認できる。

また、A社B営業所の元所長に照会したところ、「外務員の給与は歩合給制のため、個人事業主と同様に厚生年金保険には加入できなかった。私も入社当初は外務員であったことから、厚生年金保険に加入できず国民年金に加入しており、職員になってから厚生年金保険に加入した。」との供述を得ているほか、A社において、厚生年金保険の加入記録が複数回ある者に照会したところ、「固定給と歩合給が支給されていた社員外務員であったころは、厚生年金保険に加入していたが、完全歩合給制の外務員に変わったときに厚

生年金保険の資格を喪失した。その後、同社から厚生年金基金への加入を勧められ、再加入した記憶がある。」との供述を得ていることから、同社は、すべての外務員を厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、A社に申立人の雇用状況等について照会したところ、「当時勤務していた者に確認したところ、申立人は申立期間に外務員として勤務していたようである。当時の関係書類は残っていないため、厚生年金保険の加入の取扱い等は不明である。」との回答を得ていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は、昭和46年1月5日から47年7月31日までの期間となっている。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 12 月
② 平成 5 年 8 月から 16 年 6 月まで

申立期間について、船員保険の標準報酬月額が 26 万円から 30 万円と記録されているが、実際には 39 万円の報酬だったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②における標準報酬月額について、申立人は、月額 39 万円の報酬を得ていたとしているところ、船舶所有者の A 氏から委任を受けて社会保険事務所（当時）への届出業務等を代行していた B 漁業協同組合が保管している「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「船員保険被保険者標準報酬決定通知書」の控えによる申立人の標準報酬月額は、平成 4 年 8 月が 26 万円、5 年 8 月が 30 万円、6 年 1 月及び 7 年 1 月が 28 万円、8 年 1 月が 26 万円、10 年 7 月が 30 万円と記載されており、これらの標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、船舶所有者の A 氏に係る給与計算を受託している会計事務所では、申立期間のうち平成 12 年以降の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を保管しており、船員保険料については、ほぼ届出どおりの標準報酬月額に基づいた保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、船舶所有者の A 氏に照会したところ、「標準報酬月額は B 漁業協同組合部会精算規定に基づき算定しており、平成 4 年 8 月には乗り組む漁船が変わったことを機に保険料負担の軽減のため、申立人に説明した上で、機関長から機関員への職種変更を行った。その後、5 年 8 月には、機関員とし

て基本給 25 万円で雇用した。」との供述を得ている。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。